平成27年度無格付け等地方債の保有継続・売却の方針(案)

1. 無格付け地方債の保有継続・売却の方針の審議

資金管理法人が保有する無格付け地方債の保有継続・売却の方針については、毎事業年度、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることされている(第26回資金管理業務諮問委員会(平成20年9月25日開催)審議・承認)(参考の①参照)。

(※)無格付け等地方債

資金管理法人が保有する地方債のうち、平成 20 年 12 月末に指定格付機関(現在の信用格付業者)が地方債の非依頼格付けを取下げたことによって、無格付けとなった地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満となった地方公共団体の地方債(平成 27 年 1 月末現在 7 団体分保有)

2. 平成 26 年度における無格付け等地方債の保有状況

- 平成 26 年 3 月 6 日開催の第 55 回資金管理業務諮問委員会において、 平成 26 年度における保有継続・売却については、当該地方公共団体の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは保有継続とすることを、審議・承認されている。
- 〇 平成 26 年 11 月 28 日総務省公表の、財政健全化法の規定に基づく平成 25 年度健全化判断比率(確報)において、平成 26 年度に資金管理法人が 保有する無格付け等地方債を発行する 7 つの地方公共団体は、全て早期 健全化基準未満であり、財政状況が悪化しているとされた団体はなかった ことから、無格付け等地方債の保有を継続している。(別紙参照)
- 3. 平成 27 年度無格付け等地方債の保有継続・売却の方針 平成 27 年度における無格付け等地方債の保有継続・売却の方針は、 平成 26 年度方針と同様に次のとおりとする。
- (1)平成27年度方針における無格付け等地方債の保有継続・売却の指標 総務省・地方公共団体が財政健全化法の規定により公表した健全化判断 比率を無格付け等地方債の保有継続・売却の指標とする。

(2)保有継続・売却の基準

健全化判断比率が財政健全化法に基づく早期健全化基準未満である地 方公共団体発行の無格付け等地方債については、原則として保有を継続す る。

- 〇 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の公表の前まで 保有する無格付け等地方債について、当該地方債を発行する地方公共 団体の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率は、全て早期健全化基 準未満であるため、保有継続とする。
- 〇 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の公表以後 保有する無格付け等地方債について、当該地方債を発行する地方公共 団体の平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準未 満であるときは、保有継続とする。

ただし、早期健全化基準以上であるときは、当該地方公共団体の保有地方債については、監督官庁からの公表情報等を基に、保有継続・売却について、総合的に判断して対応を行う。

(3)「無格付け地方公共団体」が新たに依頼格付けを取得した場合

当該地方公共団体が取得した依頼格付けに基づき、保有地方債の保有継続・売却については、資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」の規定を適用して、対応を行う。(参考の②参照)

以上